

**社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構  
福祉サービス第三者評価機関認証実施要領**

福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき第三者評価機関認証実施要領を次のように定める。

**（評価決定委員会）**

第1条 認証要綱第5条（8）に規定する「第三者性を確保した評価決定委員会」（以下「委員会」という）とは次の要件を満たすものとする。

- (1) 委員会は、三名以上の委員での構成とすること
- (2) 関係者は、委員会構成の二分の一未満とすること  
なお、この場合、関係者とは、福祉サービス事業の経営者・役員・職員並びに福祉サービス事業のコンサル業に関わる者等をいう。
- (3) 評価機関の組織内の者は、委員会構成の二分の一未満とすること。ただし、当該第三者評価実施評価調査者は評価決定委員会委員を兼任してはならない。
- (4) 直接利害関係人である委員がいる場合は、その都度審議からはずれること  
なお、この場合、直接利害関係人とは、過去5年以内に、評価対象事業所の経営者・役員・職員・利用者であった者、並びに職務として評価対象事業所と関係のあった者等をいう。

**（身分証の携帯）**

第2条 認証要綱第5条（10）に規定する訪問調査を行う際、評価機関は、評価調査者の身分を証する証明書（評価機関が作成し、推進機構に登録している評価調査者が当該評価機関に所属する者であることを証するものに限る。）を携帯させ、関係人の請求があるときは掲示させるものとする。

**（評価調査者自らが関係する事業所）**

第3条 認証要綱第5条（11）に規定する「評価調査者自らが関係する事業所」とは次の各号に掲げるものをいう。

- なお、(1)及び(3)で規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等（評議員は除く）及び職員（常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係のあること）をいう。
- (1) 評価調査者が現在所属するまたは過去3年の間に所属していた法人が経営するすべての施設、事業所
  - (2) 評価調査者の3親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等（評議員は除く）である法人が経営するすべての施設、事業所
  - (3) 評価調査者の3親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所（当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む）
  - (4) 評価調査者が現在業務等で関係するまたは過去3年の間に業務等を通じて経営等に関係していた施設、事業所  
なお、この場合、「業務等」とは、コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業をいう。

**（評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者）**

第4条 認証要綱第5条（17）イに規定する「評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者」とは次の各号に掲げるものをいう。

なお、(1)及び(3)で規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等（評議員は除く）及び職員（常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係のあること）であること又はあったことをいう。

- (1) 評価機関の代表者や理事、役員等（評議員は除く）が現在所属するまたは過去3年の間に所属していた法人が経営するすべての施設、事業所
- (2) 評価機関の代表者や理事、役員等（評議員は除く）の3親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員である法人が経営するすべての施設、事業所
- (3) 評価機関の代表者や理事、役員等（評議員は除く）の3親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所（当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む）

**（評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者）**

第5条 認証要綱第5条（17）ウに規定する「評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者」とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 評価機関に対する出資等により意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
- (2) 評価機関が出資等を行うことにより意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
- (3) 上記(1)、(2)に類するすべての施設、事業所

**（評価機関が関係するサービス事業者）**

第6条 認証要綱第5条（17）エに規定する「評価機関が関係するサービス事業者」とは、評価機関が現在業務等で関係するまたは過去3年の間に業務等を通じて経営等に関係していた施設、事業所をいう。

なお、この場合、「業務等」とは、コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業をいう。

**（評価機関が評価を行ったサービス事業者の事業に関係する場合）**

第7条 認証要綱第5条（17）オに規定する「評価機関が評価を行ったサービス事業者の事業に関係する場合」とは、評価機関が評価を実施した施設、事業所に対して、評価契約締結日から3年の間に業務等を通じて経営等に関係することをいう。

なお、この場合、「業務等」とは、コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業をいう。

ただし、評価機関が、評価を実施した施設、事業所から、評価契約締結日より3年の間に第三者評価の手法である、アンケート調査（以下「当該業務」という。）を業務として請ける場合に、次の各号に定める要件がいずれも満たされるときは、当該業務は本文に規定する「業務等」には、該当しないものとする。

- (1) 当該業務で用いるアンケート調査項目は、第三者評価において用いられるものであること。その場合、項目の一定数を省略することを除き、項目の変更・追加及び調査結果の報告様式の変更は行わないこと。
- (2) 当該業務に関り、相談・指導の業務を行わないこと。
- (3) 当該業務の調査料金は、第三者評価の当該業務に該当する部分の料金相当額を超えないこと。

(4) 評価機関は、当該業務が第三者評価に代わるものではないことを明示すること。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。